

愛媛県教育委員会 7月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成21年 7月10日（金）午後 2時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 山口千穂 委員 松岡義勝

委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子 教育長 藤岡 澄

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 保木俊司

文化スポーツ部長 荒本 司

教職員厚生室長 藤井晃一

義務教育課長 福本純一

人権教育課長 宮崎 悟

文化振興課長 伊藤 充

保健スポーツ課長 大川晃平

義務教育課教育指導係長上村悦男

義務教育課指導主事 岡村真一

義務教育課指導主事 山本浅幸

義務教育課指導主事 渡部ゆかり

義務教育課指導主事 山内 孔

特別支援教育課指導主事藤田 司

指導部長 丹下敬治

教育総務課長 高岡 亮

生涯学習課長 眞鍋幸一

高校教育課長 竹本公三

特別支援教育課長 武智一郎

文化財保護課長 杉本 譲

国民体育大会準備室長 岡田清隆

義務教育課指導主事 鈴鹿基廣

義務教育課指導主事 若田益業

義務教育課指導主事 田坂文明

義務教育課指導主事 永木泰造

義務教育課指導主事 柿並陽子

保健スポーツ課指導主事竹内勇記

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 2時00分開会を宣する。

(2) 6月定例会会議録の承認

委員長 6月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成21年 6月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成21年 6月定例県議会における教育委員会関係の質問事項

と答弁要旨について報告する。

委員長 今治東中等教育学校は、今治市の郊外にあることもあって、通学に不便であることも定員割れの一因と聞くが、スクールバスを運行させることはできないのか質問する。

高校教育課長 スクールバスの運行は、予算面等の問題もあって、現在のところ難しいと考えている旨、及び今後も地域の小学校に出かけていって、学校をPRし、志願者の確保に努めたい旨説明する。

委員長 スクールバスの運行が難しいのであれば、生徒が通学する時間帯にJR今治駅前から学校まで地域のバス会社にバスを運行してもらおうよう交渉するなど、生徒が通学しやすい環境を整えてもらいたい旨意見を述べる。

高校教育課長 生徒の通学方法や現在のバスの運行状況を踏まえて検討したい旨説明する。

委員長 県立学校の耐震化について、改築を行った場合は、1棟当たり5億円程度要するのか質問する。

教育長 あまり数字が一人歩きしてもいけないが校舎の改築は基本的に1棟当たり5億円程度かかると思われる旨、耐震化の必要な棟数は200棟以上あるがそのすべてを改築するものではない旨、例えば、耐震診断の結果、2割の改築が必要となると、今年度と同じ40億円程度の予算を確保してもすべての耐震化を図るには10年はかかると思われる旨、及び南海地震は30年以内に高い確率で発生するといわれており、明日発生することもあり得るので、危険性が高いものから順番に、また、早期に耐震化を図れるよう取り組みたい旨説明する。

平成22年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の志願状況について

高校教育課長 6月17日に締め切った平成22年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の志願者数及び加点制度の利用による加点の希望状況について報告する。

○平成21年度愛媛県県立高等学校入学者選抜の結果概要について

高校教育課長 平成21年度愛媛県県立高等学校入学者選抜の結果について、入学者選抜の日程、受検者数及び合格者数並びに全日制の一般入学者選抜の成績概評を報告する。

委員長 英語の得点相対度数分布は、例年このようなばらつきが見られるのか質問する。

高校教育課長 英語については、例年二極化の傾向が見られ、昨年も高い得点の者と低い得点の者に分かれていた旨、及び英語は学力の定着に時間がかかり、じっくり勉強に取り組んだ者とそうでない者の差が出やすい教科と思われる旨説明する。

スポーツ強化推進指定校・特定競技育成推進指定校について

国民体育大会準備室長 6月19日に開催された愛媛県競技力向上対策本部第5回本部委員会において、スポ - ツ強化推進指定校5校5部及び特定競技育成推進指定校1校2部が今年度新たに指定された旨報告するとともに、ジュニア選手の競技力向上対策として、小中学生から運動能力の優れた選手を発掘し、県外遠征等で競技力の向上を図るため、愛媛国体小中学生優秀選手発掘・育成事業を実施する旨説明する。

委員長 議案第39号平成22年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助について、教科書採択に係る審議は、必要と判断される場合には審議を非公開としてきたが、本年度は、静ひつな環境が確保されていることから、審議を公開することについて諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 暫時、休憩する旨宣する。

教職員厚生室長、生涯学習課長、高校教育課長、人権教育課長、文化振興課長、文化財保護課長、保健スポーツ課長及び国民体育大会準備室長退席する。

義務教育課教育指導係長及び指導主事、特別支援教育課指導主事並びに保健スポーツ課指導主事着席する。

委員長 議事を再会する旨宣する。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第39号を上程する。

議案第39号 平成22年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 平成22年度使用の中学校教科用図書の採択に関する事務について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき、愛媛県教科用図書選定審議会から答申された採択基準及び選定資料により、市町への指導、助言又は援助を行うことについて原案を説明する。

特別支援教育課長 平成22年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する特別支援学校及び中学校特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択に関する事務について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条の規定に基づき、愛媛県教科用図書選定審議会から答申された採択基準及び選定資料により、市町への指導、助言又は援助を行うことについて原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 国語について意見を求める。

松岡委員 学習指導要領では、言語活動を重視しているが、言語活動

の充実に向けて、教科書では具体的にどのような配慮がされているのか質問する。

田坂指導主事 言語活動は、話す、聞く、書く、読むなどの活動が複雑に関連し合って展開され、その充実を図るためには、知識や技能等の習得だけでなく、思考力や想像力、言語感覚などを豊かにすることが求められていることから、教科書においては、総合所見に記載しているとおり、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の各領域や、言語事項の内容が適切であり、思考力や想像力、言語感覚などを豊かにすることができるよう配慮されている旨説明するとともに、東京書籍、学校図書、光村図書の教科書では、読む活動と話す・聞く活動や書く活動を関連させることができるよう単元の構成を工夫していたり、教育出版の教科書では、領域別に教材をまとめて示し、指導者が自由に教材を組み合わせ、領域相互の関連を図ることができるよう組織されていたり、三省堂の教科書では、資料編に話す・聞く活動や書く活動に関する多岐にわたる資料を掲載し、言語活動の充実に配慮している旨説明する。

井上委員 国語はすべての教科の基礎となるもので、漢字や文法などの基礎的事項を確実に身に付ける必要があるが、教科書ではどのような配慮がされているか質問する。

田坂指導主事 国語では、生徒一人一人の使える漢字や語句等を増やすとともに、文法などの学習において言語感覚を豊かにする指導を継続して行う必要があることから、調査要素「D学習指導への配慮」に基づく調査結果で触れているとおり、どの教科書においても、漢字や文法などの基礎的事項を身に付けさせるよう配慮がされており、例えば、三省堂の教科書では、巻末に漢字辞典のコーナーを設け、新出漢字について筆順や用例が示されるなど実用的な資料となっていたり、東京書籍の教科書では、小学校学習漢字を振り返るための練習問題が随所に盛り込まれていたたり、光村図書の教科書では、資料編に本編での文法学習を補足する説明や練習問題をおよそ20ページにわたって掲載し、文法学習の充実に力を入れている旨説明する。

委員長 書写について意見を求める。

松岡委員 選定資料に「文字文化に親しむ」とあるが、「文字文化に親しむ」とは、具体的にどういうことか質問する。

田坂指導主事 学校図書、三省堂の教科書の観点で「文字文化に親しむ」と記載しているが、例えば、学校図書の教科書では、毛筆教材の手本や説明に添える形で、古い時代の中国の書家が書いた手本と同一の文字を掲載しており、他の教科書で取り上げられている古人の書が多くの場合、難解であるのに対して学校図書の教科書はできるだけ手本の書きぶりと近い文字を集めている旨、及び三省堂の教科書では、書き込みが

できるページがあり、筆順や漢字と仮名の調和、楷書と行書の違いなどについて、なぜそのように書かれるようになったのかを考え、気付いたことを書き込んだり、いつも自分が書いている文字と学習後の文字とを比較し、筆順や行書の必要性に気付かせたりすることができるようになっていく旨説明する。

委員長 社会について意見を求める。

松岡委員 どれが新たに教科書目録に登載されたのか質問する。

山内指導主事 歴史的分野において、自由社の教科書が新たに教科書検定に合格し、教科書目録に登載された旨説明する。

委員長 選定資料を見ると、自由社と扶桑社の教科書は類似している部分が多いが、自由社と扶桑社の教科書の相違点について質問する。

山内指導主事 両者の教科書を比較すると、扶桑社は全本文3,058行、自由社は全本文3,205行で、そのうち、全く同じ記述が2,478行で、その割合は、扶桑社では81%、自由社は77.3%である旨説明するとともに、主な相違点の一つ目は、身近な地域の調査学習の取り上げ方に違いがあり、扶桑社の教科書では、生徒の自主的な考察や調査を促すことのできる多彩な「課題学習」を各章計10か所で取り上げていたり、本文の各見開き計82箇所のすべてに「考えてみよう」「やってみよう」や、各章末に「チャレンジ」コーナーを設置し、生徒が主体的に学習を深められるとともに、課題を解決する力が養えるよう配慮しているが、自由社の教科書では、序章の一箇所「課題学習」を取り上げている旨、及び二つ目の相違点は、資料やその解説の量で、自由社の教科書では、総ページ数（扶桑社234ページ、自由社240ページ）でややページ数が増量した分、新たに写真資料等48点を掲載するとともに、各時代の文化や第二次世界大戦前後に関する記述等19か所を変更し、その時代の背景や因果関係を詳細にしていたり、短編的な読みもの資料が9点増加していたり、両者に共通する資料において、286か所に解説を加え説明を詳細にしている旨説明する。

委員長 地図について意見を求める。

全委員 特に意見はない旨答える。

委員長 数学について意見を求める。

山口委員 選定資料の具体的な観点にある「数学的活動」とは、どういう活動か質問する。

山本指導主事 数学的活動とは、生徒が目的意識をもって主体的に取り組む数学にかかわりのある様々な営みのことをいい、具体的には、問題解決をする過程で、試行錯誤をしたり、資料を収集整理したり、操作・実験・観察をしたりするなど数学にかかわりのある様々な営みを行う中で、数や図形の性質などを見いだしたり、数学を他教科や日常生活

の中で利用したり、数学的な表現を用いて説明し伝え合うような活動であり、例えば、啓林館の教科書では、式や図など数学的な表現を用いて、根拠を明らかにし筋道立てて説明し伝え合う活動を重視するため、3年生では、どの単元にも単元末に、他の教科書にはない「話し合ってみよう」のコーナーがあり、生徒が自分の考えを数学的表現を用いて説明を行ったり、巻末の付録を活用して操作をしながら数や図形の性質を発見できるよう工夫しており、このような活動を数学的活動という旨説明する。

山口委員 生徒が数学を好きになるためには、問題の解き方が分かって理解できることが大切であるが、教科書では、生徒に基礎・基本を身に付けさせるため、どのような工夫が行われているのか質問する。

山本指導主事 生徒の数学への意欲を上げていくことは大切で、どの教科書においても、単元に入る際には数学と生活が密着した問題から導入し、式の意味を理解してそれを使っていく中で習得させるよう工夫されている旨、及び基礎的なことは反復練習をしながら身に付けさせていく必要があることから、どの教科書においても、各巻末等で練習問題が豊富に取り上げられており、例えば、東京書籍と啓林館の教科書では、練習問題が解けなければ、どこに返って学習するかを細かく明示し、生徒自ら何度でも反復練習できるよう工夫されている旨説明する。

委員長 理科について意見を求める。

井上委員 大日本図書（第一分野）の教科書の総合所見に「利用度の高い資料を取り上げるなど、自然に対する興味・関心を高める」とあるが、具体的にどのような資料を取り上げ、工夫をしているのか質問する。

若田指導主事 大日本図書の教科書では、光の性質の学習において、生徒に興味をわかせる写真が取り上げられていたり、磁石の磁界の学習において、他の教科書には取り上げられていないが、磁石を置いてそこに小さい方位磁針を100個近く置くと方位磁針が磁界の方向を示す事例を取り上げ、生徒が目で見えて分かり、そのことを授業で活用できるよう工夫されている旨説明する

委員長 音楽について意見を求める。

全委員 特に意見はない旨答える。

委員長 美術について意見を求める。

全委員 特に意見はない旨答える。

委員長 保健体育について意見を求める。

全委員 特に意見はない旨答える。

委員長 技術・家庭について意見を求める。

井上委員 家庭分野の教科書について、調査要素「A内容の選択」に基づく調査結果として、開隆堂の教科書は、「特に、生徒が身近な生活

の課題を主体的にとらえ、生活をよりよくしようとする能力と態度を育てることができる内容が選択されている。」とあるが、具体的にどのような内容を取り上げているのか質問する。

渡部指導主事 開隆堂の教科書では、食に関する内容において、中学生で課題となっている朝食抜きや中学生に興味があるダイエットなどの内容を取り上げ、そういったことによって体温が上がらないことや成長期に必要な栄養素が喪失することなど、中学生にとって身近な内容が取り上げられていたり、家族関係の学習において、家族関係に様々な問題がある中でそのことについて取り上げ、ロールプレイングによる学習活動を用いての学習方法を掲載しており、こういった内容を取り上げることによって、生徒は自分の生活に興味・関心を持って生活の中の課題を見つけ、それを解決し、自分の生活を振り返り生活に生かそうとする態度が身に付くよう配慮されている旨説明する。

山口委員 家庭分野における調理実習の実施状況や、実習における地産地消についての取組の状況及び男子生徒も実習に興味を持って取り組んでいるのか質問する。

渡部指導主事 中学校の段階では、調理実習は全体でも3～4回の限られた時間の中で調理の基礎的・基本的な内容と応用的な内容の実習を行っている旨、最後の調理実習では、郷土料理とか、地域で取れた野菜や魚など取り入れた内容の献立で実習を行っている旨、及び以前は、男女差が見られていたが、今は調理の経験があるかないかで実習への取り組み方は違っており、男子生徒の方が興味を持って取り組んでいる場合もあって、男女による差はほとんど見られない旨説明する。

松岡委員 音楽（一般・器楽合奏）、技術分野・家庭分野ともそれぞれ2冊の教科書しか選定資料に掲載されていない理由を質問する。

義務教育課長 県教委では教科書目録に登載されているすべての教科書について調査・研究を行っているが、目録に2冊しか登載されていない旨説明する。

伊藤委員 選定資料は、市町教委でどのように活用されるのか質問する。

義務教育課長 中学校用教科書は、教科書目録に登載されている教科書の中から採択を行うことから、県教委では、教科書目録に登載されているすべての教科書について調査・研究を行い選定資料にまとめ、市町教委への指導・助言又は援助としている旨、及び市町立の学校の教科書の採択は市町教委が行うことから、市町教委ではこの選定資料や、市町教委における教科書の調査結果を参考にして教科書採択を行う旨説明する。

委員長 外国語（英語）について意見を求める。

委員長 コミュニケーション能力を養うため、教科書ではどのように配慮されているのか質問する。

鈴鹿指導主事 コミュニケーション能力は、英語の文法や語彙などの知識を持っているだけでなく、実際のコミュニケーションを目的として英語を活用できる力が求められていることから、どの教科書においても、音声を重視した活動を取り入れたり、基本的な表現の定着を図るための活動を取り入れており、例えば、開隆堂の教科書では、音声を重視し、語と語の連結における音変化や基本的なイントネーションを示すとともに、コミュニケーションを円滑に行うための表現活動例を各単元の終わりに配置していたり、東京書籍の教科書では、既習の表現を繰り返して扱い、英語力が確実に身に付くよう配慮していたり、教育出版の教科書では、会話を発展させる表現や用途別の単語一覧を掲載して、コミュニケーション活動が効果的に行われるよう配慮されており、コミュニケーション能力の基礎を養うのに、十分配慮したものとなっている旨説明する。

委員長 英語の授業において、ネイティブな教員をどのように活用しているのか質問する。

鈴鹿指導主事 各市町教委においてALTを雇用し、授業で活用している旨説明する。

委員長 日本人は、日本人同士が話す英語は理解できるが、ネイティブな英語を理解することは難しいといわれており、日本人のコミュニケーション能力を養う上で何か配慮されているのか質問する。

鈴鹿指導主事 英語を聞いて話す能力を養うため、どの教科書においてもCDなどの音声教材が設けられている旨、また、ネイティブ同様の発音をすることが理想のように思われているが、それぞれの国においてコミュニケーションの手段として使える英語を身に付けさせるべきと考える流れもあり、英語を使って外国人とコミュニケーションを図れる能力を身に付けさせたい旨説明する。

山口委員 英語の字体（ブロック体、活字体、筆記体）は、どのように使用されているのか質問する。

鈴鹿指導主事 活字体は、一般的に書物等に使用されている字体で、実際に書く字体として使用されるのは、ブロック体と筆記体であり、どの教科書においても、英語の入門期となる中学1年生では、生徒が活字体とブロック体を混同しないようブロック体から導入し、1年生の途中あるいは2年生から活字体を使用している旨、及び筆記体は、学習指導要領では、「生徒の学習負担に配慮し指導することもできる」とされており、必ずしも指導する必要がないことから、学校図書以外の教科書では筆記体の掲載はなく、他の教科書でも、巻末に資料として掲載して生徒の

実態に応じて適宜活用できるよう取り扱われている旨説明する。

委員長 一般図書について意見を求める。

井上委員 生活に関連することの深い技術分野について、知的障害者の教育は個々の障害の状況等を考慮する必要がある、中学校の教育の目標と特別支援学校の教育の目標は、どのような違いがあるのか質問する。

藤田指導主事 知的障害者の教科では、技術・家庭に相当する分野は職業・家庭科となる旨、知的障害者の教育は、知的障害の特徴を踏まえ、日常生活や社会生活における具体的な内容を題材として取り上げ、学習した内容が即実際の生活に結び付くよう知的障害者固有の教科の目標が示されている旨、及び視覚障害者は、文部科学省教科書目録に登載されている教科書の点字版図書を使用することとなり、中学校と同じ内容の教科書を使用する旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 以下の議案4件（議案第40号愛媛県社会教育委員の委嘱について、議案第41号愛媛県立図書館協議会委員の任命について、議案第42号愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について及び議案第43号愛媛県スポーツ振興審議会委員の任命について）については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開とする旨宣する。

委員長 暫時、休憩する旨宣する。

義務教育課教育指導係長及び指導主事、特別支援教育課指導主事並びに保健スポーツ課指導主事退席する。

教職員厚生室長、生涯学習課長、高校教育課長、人権教育課長、文化振興課長、文化財保護課長、保健スポーツ課長及び国民体育大会準備室長着席する。

委員長 議事を再会する旨宣する。

委員長 議案第40号を上程する。

○議案第40号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県社会教育委員の任期満了に伴い、社会教育法第15条第2項の規定に基づき委員13名を委嘱する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第41号を上程する。

○議案第41号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県立図書館協議会委員の任期満了に伴い、図書館法第15条の規定に基づき委員5名を任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第42号を上程する。

○議案第42号 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県歴史文化博物館協議会委員の退任に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第43号を上程する。

○議案第43号 愛媛県スポーツ振興審議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

保健スポーツ課長 愛媛県スポーツ振興審議会委員の任期満了に伴い、スポーツ振興法第18条第4項の規定に基づき委員14名を任命する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(5) 閉会

委員長 午後4時15分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。